

## 教育勅語と植民地支配

### 【0】はじめに—教育史学会声明と本報告のかかわり—

#### 0-1 「爾祖先」と自民族中心主義

0-2 「道徳にかかわる批判的な思考の深まりは軽んぜられ、(...)道徳教育の充実というよりも、その形骸化と人命軽視をもたらした」

### 【1】植民地への教育勅語の導入

#### 1-1 台湾への教育勅語（理念・謄本・儀式）の導入

\* 1896年10月、国語学校、国語伝習所等に勅語謄本下付。「同文同種論」を抱懐する初代学務部長伊沢修二の強い影響。

\* 1896年～98年、各地の国語伝習所において三大節儀式が取り入れられる。

\* 1912年公学校規則改訂で儀式規程が導入される。

\* 1919年台湾教育令（大正8年勅令第1号）第二条「教育ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル国民ヲ育成スルヲ以テ本義トス」。

#### 1-2 朝鮮への教育勅語の導入

\* 1911年8月朝鮮教育令第二条（明治44年勅令第229号）第二条「教育ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル国民ヲ育成スルコトヲ本義トス」→教育目的項目に教育勅語が登場。

\* 1911年10月、「朕曩ニ教育ニ関シ宣諭スルトコロ今茲ニ朝鮮総督ニ下付ス」を末尾に加えた教育勅語が朝鮮総督に下付される。

### 【2】植民地における学校の中の勅語

#### 2-1 教育勅語の意味に触れられない授業（「爾祖先」ととどまらない矛盾）

##### 2-1-1 台湾

\* 1902年台湾教育会通常会の議論で「植民地固有の教育方針を立てるべき」との意見が出た。類する意見も「百出」。

（駒込武『植民地帝国日本の文化統合』、岩波書店、1996、61頁。平田論治『教育勅語国際関係史の研究—官定翻訳教育勅語を中心として—』、風間書房、1997、62～66頁。）

\* 1912年前後、「台湾版教育勅語草案」が検討される→「中外ニ施シテ悖ラス」という文言に阻まれる。（前掲駒込、159～165頁）

##### 2-1-2 朝鮮

\* 総督府学務官僚にあつては当初（1910年代）から、教育現場では遅くとも1920年代には教育勅語を避ける雰囲気が存在したことを資料上確認できる。

1929年、朝鮮総督府学務局社会課長として地方講演を行った上内彦策（1936年に平安南道知事に就任する人物）は、「ある学務官吏から『何卒教育勅語の事は余りお話しになら

ない様に願います』と要請されたという(\*)。学務官吏が上述のような学校現場の空気を感じ取っていたことを示しており、これが学務局の課長に進言されるほどの深刻な状況であったことを物語る。実際 1930 年、京城師範学校教諭中野数磨は、教員の側に「忠孝一致の解釈に何となく気まづさを感じ」ずる者があるとも述べている(\*\*)。

\*「教育勅語は朝鮮民族には妥当せぬといふ者がある 果たしてさうか?」『警務彙報』、朝鮮警察協会、1930 年 10 月、88 頁

\*\*中野数磨「教育勅語取扱上の留意点 (一)」『朝鮮の教育研究』巻号不詳、朝鮮初等教育研究会、1930 年 10 月。(樋浦郷子「植民地期朝鮮の中等教育機関における天皇崇敬教育—「御真影」・奉安殿・誓詞—」『教育史フォーラム』10、教育史フォーラム・京都、2015)

\*「我カ皇祖皇宗...濟セルハ」、「爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ」、「国憲」、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」、「爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン」の解釈への注意が朝鮮教育会機関紙に掲載。(「教育ニ関スル勅語ノ奉積上特ニ注意スヘキ諸点」『文教の朝鮮』第 136 号、朝鮮教育会、1936 年 12 月、119 頁—124 頁。)

→著しい形骸化

\*台湾の公学校 儀式 (画像資料 1)



国立台湾歴史博物館蔵『台北市蓬莱公学校 卒業記念写真帖』、1937。

2-2「内地」の朝鮮人 (加えて他の異民族・地方出身者・障碍者) にとっての勅語【関東大震災時の民族識別手段】

「畜生、白状しろ」「ふてえ野郎だ、国籍をいえ」「うそをぬかすと、たたき殺すぞ」と私をこづきまわすのである。「いえ、日本人です。そのすぐ先に住んでいるイトウ・クニオです。この通り早稲田の学生です」と学生証を見せても一向ききいれない。そして薪割りを私の頭の上に振りかざしながら「アイウエオ」をいってみろだの、「教育勅語」を暗誦しろだのという。

千田是也「我が家の人形芝居」『テアトロ』1961、5  
(加藤直樹『九月、東京の路上で』(2014、ころから)より重引。)

→「同文」「同祖」では弥縫できない。「日本人らしい発音かどうか」で生死が分かれる。

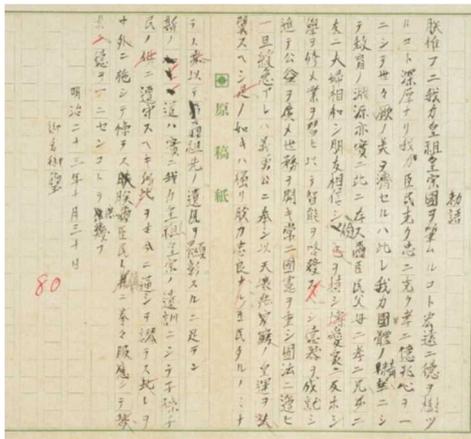
2-3 植民地における教育勅語の「終焉」（画像資料2）



韓国国家記録院蔵『伽泉普通学校沿革誌』CJA0032664

【3】小学校（公学校・普通学校）教材としての教育勅語

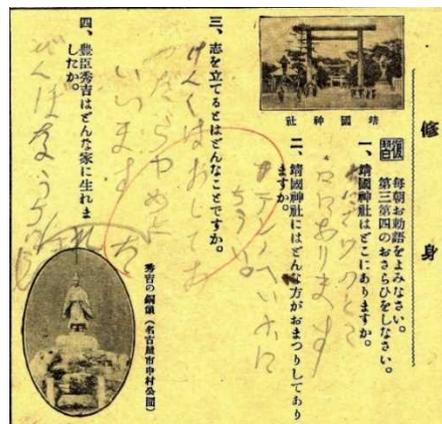
3-1 暗写（画像資料3～4）左「内地」 右 朝鮮



（左）国立歴史民俗博物館蔵「謹写」（右）韓国西原大学校教育資料博物館編『植民地教育の風景 1910-1945』（2005、17頁）

3-2 （画像資料5～6） 夏休みの宿題に見る「教材」としての教育勅語

\* 「内地」の学習帳



『尋常小学 夏期学習帳』4年用（教材研究会編、富田屋書店（名古屋市）、1935）

\*朝鮮の学習帳



韓国慶北大学校図書館蔵『夏季学習帳』5年用（京城師範学校附属普通学校研究会編、1927）

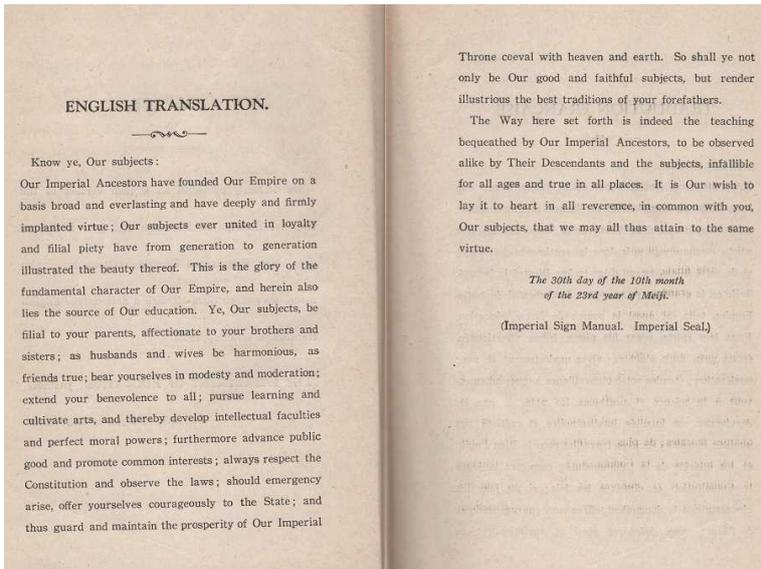
【4】おわりに—「国際化」「主体的な学び」の趨勢のなかで—

4-1 学校の権力性（「内地」との類似）と、植民地であるという理不尽（相違）

4-2 「朝会の朗読」

4-3 官定英語翻訳（画像資料7）

意識ではなく直訳が重視された（前掲平田、216～244頁）



文部省『漢英佛獨教育勅語訳纂』1909（『教育勅語煥発関係資料集』（国民精神文化研究所、第三巻、1939）所収）

（例）

朕惟フニ Know ye, Our Subjects

義勇公ニ奉シ Offer yourselves courageously to the State